

# 令和5年度第1回旭川市住居表示等審議会会議録

日 時：令和6年3月19日（火） 午前10時から午前10時50分

場 所：旭川市総合庁舎7階 大会議室A（旭川市7条通9丁目）

出席者：委員7名

池田委員，葛西委員，蔦森委員，鶴岡委員，斉藤委員，佐久間委員，辻委員

事務局5名

林市民生活部長，今市民生活課長，中瀬市民生活課長補佐，藤谷，横井

公開・非公開の別：公開

会議資料：次第

旭川市住居表示等審議会委員名簿

会議の運営について

住居表示制度について

参考資料

<会議内容>

1 開会

2 市民生活部長挨拶

3 委員自己紹介

4 会長及び副会長の選出

会長に葛西委員，副会長に鶴岡委員が互選された。

5 会長及び副会長挨拶

6 職務代理者の指名

職務代理者として蔦森委員が葛西会長から指名された。

7 会議の成立宣言

委員8名中7名が出席のため，会議の成立を宣言した。

8 会議の運営

事務局から説明し，会議の公開等の取扱いについて事務局案のとおり了承とした。

9 諮問

林市民生活部長から葛西会長に諮問した。

（1 旭川市東旭川町上兵村及び旭川市東旭川町下兵村の町の区域の変更について）

## 10 諮問事項の審議

葛西会長から審議方法について、事務局から諮問内容の説明を受けた後、質疑・意見を受ける運びとしたい旨の発言があり、了承された。

(事務局)

住居表示制度の概要についての説明後、諮問内容について参考資料を示しながら説明した。

(委員)

今回、町の区域を変更することとなった経過は。また、関係人の同意は得られるのか。

(事務局)

土地改良区が実施する土地改良事業に伴い実施するもの。今後、土地改良区が権利者総会を開催し、関係人からの合意を得る予定である。

(委員)

土地改良事業により整備した道路や水路に沿うように町の区域を変更することで関係人にとっても利便性の向上に繋がる。

(委員)

町の区域を変更した場合、所有者の土地が分割されるようなことはなくなるのか。

(事務局)

そのとおり。

質疑・意見の後、諮問のあった議案について諮ったところ、意義はなく、諮問のとおり決定することとし、また、答申については、審議会終了後に行うことで了承された。

## 11 閉会